

## 大津市環境人育成推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 大津市環境基本計画の実行計画である大津環境人を育む行動計画（環境教育等行動計画）（以下「行動計画」という。）に基づき、取組の効果的な推進を図るため、大津市環境人育成推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 環境学習活動等の推進に関すること。
- (2) その他行動計画に基づき本市が実施する取組の推進に関すること。

### (構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者10人以内で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係団体から選出された者
- (3) 公益活動団体から選出された者
- (4) 環境関係団体から選出された者
- (5) その他市長が適当と認める者

### (会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、第8条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 庶務担当課長は、懇話会の構成員のうちから、座長及び副座長を指名することができる。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が会議の進行を行う。
- 5 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の開催の特例)

第5条 会議は、庶務担当課長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法によって行うことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とし、公開に関する事項は、別に定める。

### (個別聴取)

第7条 庶務担当課長は、必要と認めるときは、会議を招集せず、懇話会の構成員から個別に意見を聴取することができる。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。